

大淀町事務用共通封筒広告掲載実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大淀町有料広告掲載の取扱いに関する規程（以下「取扱規程」という。）に定めるもののほか、大淀町（以下「町」という。）が使用する封筒（各課が独自に作成するものを除く。以下「事務用共通封筒」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(規格等)

第2条 広告を掲載することができる事務用共通封筒の種類は角形1号封筒、角形2号封筒及び長形3号封筒とし、その他の規格等については町長が別に定める。

(広告掲載の方法)

第3条 広告掲載の方法は、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が広告を掲載した事務用共通封筒を作成し、町に無償提供する方法により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告を掲載しようとする者は、町が指定する日時までに取扱規程第7条に規定する大淀町有料広告掲載申込書（様式第1号）及び大淀町広告入り事務用共通封筒提供申出書（別紙）に掲載しようとする広告の見本を添えて、町長に提出しなければならない。

(広告主の募集)

第5条 広告主の募集は、広報おおよどその他町長が必要と判断した方法により公募するものとする。

(経費の負担)

第6条 事務用共通封筒作成に要する費用は、すべて広告主の負担とする。

(使用用途及び使用期限)

第7条 事務用共通封筒の使用用途は町が決定するものとし、広告主が制限することはない。

2 事務用共通封筒の使用期限は、設けないものとする。

(封筒の使用中止等)

第8条 町が事務用共通封筒の提供を受けた後、広告主自ら又は広告の内容が町で使用する封筒として適当でないとき、町は当該封筒の使用を中止し、残部がある場合は広告主の了解を受けずに廃棄することができるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

大淀町広告入り事務用共通封筒提供申出書

年 月 日

大 淀 町 長 様

（申込者）

所在地

名称

代表者職氏名

電話番号

印

下記のとおり広告入り事務用共通封筒を提供したいので、申し込みます。

・提供を希望する封筒及び数量

- 角形1号封筒 _____ 口（ 枚）
- 角形2号封筒 _____ 口（ 枚）
- 長形3号封筒 _____ 口（ 枚）